

【取扱い厳重注意】

平成24年3月8日

## 調査報告書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員

仁保 智紀

平成24年3月8日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者支援チーム補佐 志間 正和

##### 2 聴取日時

平成24年3月8日午後7時00分頃から同日午後8時00分頃まで

##### 3 聴取場所

経済産業省別館5階501号室面談室4

##### 4 聴取者

仁保 智紀 主査

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

原災本部長の権限の一部委任について

別紙のとおり

#### 第3 特記事項

なし

以上

## 1. 被聴取者の身分

志間補佐は、原子力安全・保安院補佐として、事故発生直後から官邸 5 階や地下において事故対応に当たった。

## 2. 聴取内容

私（志間補佐）は、15条事象発生後、経産大臣室において、平岡次長らと共に海江田大臣に対して原子力緊急事態宣言等に関する説明を行った。この時、私たち事務方は、緊急事態宣言や原災本部の設置に関する文書と共に、原災本部長の権限の一部委任に関する案文も持参したが、短時間のやりとりの後、大臣らと共にすぐさま官邸に向かうこととなったため、原災本部長の権限の一部委任についての説明は行われなかった。

なお、上記のやり取り以前に、大臣も入った経産省内の会議において池田副大臣の現地派遣が決定がされたが、この時も、権限の委任の話は出なかった。

官邸に到着後、私（志間補佐）は、海江田大臣、寺坂保安院長らと共に、原子力緊急事態宣言の発出等について菅総理に上申を行ったが、この時も権限の委任に関する説明は行われていない。この時、私（志間補佐）は、緊急事態宣言案文と併せて、原災本部の設置及び権限の委任に関する文書を携行しており、緊急事態宣言について総理の了承を得た後には、原災本部の設置及び権限の委任についても総理の了承を得る必要があると認識していた（ただし、原災マニュアルに「委任に関する決裁は安全規制担当省庁が行う」旨の記載があることは認識していなかった。）。しかし、菅総理に上申を開始した途端、ものすごい剣幕で技術的な説明や東電への照会を求められ、緊急事態宣言について了承を得ることで精一杯という雰囲気であったため、出席者が原災本部の設置や権限の委任について明示的に諮ることはなかった。

総理への上申後、私（志間補佐）は、第一回原災本部会合に出席する海江田大臣に同行して、官邸4回の会議室まで下りて行ったが、同会合への出席は認められなかったため、会議室の前で待っていた。会合終了後、私は一旦総理執務室に上がった後、官邸地下のオペレーションルームに降りて事故対応に当たった。

官邸地下で事故対応に当たっている間、委任についてのやり取りをした記憶はほとんどないが、11日の夜から12日未明にかけて、ERCから「原災本部会合で決定された資料を入手してほしい」と言われ、私の指揮下にあった若い保安院職員に指示してその文書を入手した結果（前記職員がの氏名や誰から入手したのかは不明）、委任に関する文書も含まれていたことを確認したと記憶している。明確な記憶はないが、普通に考えれば、私は、委任文書が含まれていたことをERCに報告したと思う（その文書についての決議がなされたかどうかを確認した記憶はない）。なお、当時、権限が委任された旨を告示するといった話は出ていなかったと思う。

以上